

西宮市水道事業給水条例施行規程

[1] [2]

(昭和33年12月27日)
(西宮市水道事業管理規程第6号)

沿革

昭和39年3月31日 西水管規程5号 [1]
昭和40年3月31日 西水管規程7号 [2]
昭和41年12月26日 西水管規程9号 [3]
昭和42年11月24日 西水管規程9号 [4]
昭和43年3月30日 西水管規程15号 [5]
昭和44年10月11日 西水管規程5号 [6]
昭和46年3月25日 西水管規程14号 [7]
昭和51年3月31日 西水管規程9号 [8]
昭和56年3月31日 西水管規程9号 [9]
昭和59年1月10日 西水管規程3号 [10]
昭和62年3月2日 西水管規程12号 [11]
平成元年3月31日 西水管規程14号 [12]
平成3年3月30日 西水管規程11号 [13]
平成4年4月30日 西水管規程2号 [14]
平成6年6月30日 西水管規程1号 [15]
平成8年2月2日 西水管規程9号 [16]
平成8年6月20日 西水管規程1号 [17]
平成9年3月31日 西水管規程6号 [18]
平成10年3月12日 西水管規程4号 [19]
平成12年2月1日 西水管規程5号 [20]
平成13年9月26日 西水管規程9号 [21]
平成14年1月28日 西水管規程10号 [22]
平成14年5月1日 西水管規程2号 [23]
平成14年12月25日 西水管規程17号 [24]
平成15年7月31日 西水管規程1号 [25]
平成16年8月31日 西水管規程15号 [26]
平成17年2月1日 西水管規程17号 [27]
平成17年3月22日 西水管規程19号 [28]
平成18年3月29日 西水管規程9号 [29]

平成18年9月19日 西水管規程6号 [30]
平成19年12月3日 西水管規程6号 [31]
平成20年3月31日 西水管規程13号 [32]
平成21年3月30日 西水管規程9号 [33]
平成26年2月28日 西水管規程9号 [34]
平成26年4月1日 西上下水管規程12号 [35]
平成28年6月20日 西上下水管規程1号 [36]
平成28年7月6日 西上下水管規程4号 [37]
平成29年3月30日 西上下水管規程14号 [38]
令和元年9月30日 西上下水管規程4号 [39]
令和3年8月31日 西上下水管規程5号 [40]

(給水装置の構成)

第1条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及びメーターをもつて構成する。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。 [19] [35]

(給水装置の新設等の申込の手続) [19]

第2条 西宮市水道事業給水条例（昭和33年西宮市条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定により、給水装置の新設、改造、修繕（[水道法](#)（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）の承認を受けようとする者は、給水装置工事申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。 [19]

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 工事申込者は、条例第7条第3項の規定により次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 給水装置の所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書
- (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

[1] [3] [19]

(工事費の算出) [15]

第4条 条例第8条第3項に規定する工事費は、次の各号により積算して得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 材料費 工事材料単価表
- (2) 労務費 工事歩掛表
- (3) 道路復旧費 舗装道路復旧工事費単価表
- (4) 間接経費 間接経費割当表

[9] [15] [18] [34] [39]

(工事費の予納の期限)

第5条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の予納については、工事費の概算額を通知した日から20日以内に納入されないときは、その工事の申込を取り消したものとみなす。

(工事費の後納)

第6条 条例第9条第1項ただし書の規定により工事費の概算額を予納する必要がないと認めた工事は、次のとおりとする。

- (1) 官公署その他公共用施設の工事
 - (2) 設計変更による簡単な追加工事及び応急の工事
- 2 同条第2項に規定する工事費の概算額の清算により過不足があるときは、還付し又は追徴する。ただし、予納額と清算額との差が100円未満の場合は、還付し又は追徴しない。 [6]

(工事費の分納ができる者の範囲)

第7条 条例第10条の規定により工事費の概算額（第7条の2の規定による貸付を受けた場合は、その額を除く。）を分納できる者及び分納期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) [生活保護法](#)による被保護者 9カ月以内
- (2) 全額を予納する負担に耐えないと認めた者で次の工事を行うとき
 - ア 共用給水装置の新設又は改造 6カ月以内
 - イ メーターの口径が20ミリメートルを超えない給水装置の改造及び修繕 6カ月以内
 - ウ メーターの口径が20ミリメートルを超えない給水装置の新設 3カ月以内
 - エ メーターの口径が20ミリメートルを超える給水装置の改造及び修繕 3カ月以内

[8] [9] [19]

(貸付金の対象並びに貸付金額、償還期間等)

第7条の2 条例第10条の2の規定による貸付金額、償還の期間及び方法は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額	償還の期間及び方法
貸付金の対象となる改造工事費が300,000円以上の場合	300,000円	貸付金は、交付の月の翌月から20箇月以内の均等償還とする。 ただし、必要に応じて一部を繰上償還することができる。
貸付金の対象となる改造工事費が300,000円未満の場合	工事費相当額	

[7] [8] [10] [19]

(分岐工事の立会い及び工事検査の申込み等) [19] [24] [35]

第7条の3 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項後段の規定により管理者の立会いを受けようとするときは、あらかじめ分岐工事立会申込書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。[19] [24] [35]

2 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項前段の規定により、管理者の工事検査を受けようとするときは、速やかに工事検査申込書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。[19] [24] [28] [35]

3 前項の工事検査に合格しないときは、指定給水装置工事事業者は、管理者の指定した期日までに施行した給水装置の工事を補正し、改めて管理者の工事検査を受けなければならない。[24] [35]

(工事の保証期間)

第8条 管理者が施行した給水装置工事で、しゅん工後1年以内にその給水装置が破損したときは、市の費用で補修する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。[19]

(受水槽の設置) [19]

第9条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。[19]

(標識)

第10条 給水装置を設置した家屋の門戸には、管理者が交付する標識(様式第4号)を掲げるものとする。[19] [35]

(届出の義務者)

第11条 条例第20条の各号の一に該当する場合の届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるとき 使用者
- (2) 用途の変更をするとき 使用者
- (3) 私設消火栓を使用するとき 使用者
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき 使用者
- (5) 給水装置の所有者に変更があつたとき 新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは新所有者
- (6) 消防用として水道を使用したとき 使用者
- (7) 管理人に変更があつたとき 新旧管理人
- (8) 管理人の住所に変更があつたとき 管理人

[19]

(私設消火栓使用に係る立会い及び確認) [19]

第12条 条例第21条第2項の規定により立会いを行う職員は、私設消火栓の開閉及び排濁処理等の状況を確認しなければならない。 [19]

(無料修繕) [19] [32]

第13条 条例第22条第2項ただし書の規定により、修繕に要する費用を徴収しない範囲は、配水管の分岐部からメーター（共同住宅等において建物内にメーターを設置しているときは、宅地内第1止水栓）までにおける給水装置の漏水その他管理者が必要と認める修繕工事で、管理者が施行するものとする。

[19] [32]

(給水装置及び水質の検査)

第14条 条例第23条第2項の規定により検査の実費額を徴収する場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 給水装置の機能については、通常検査以外の検査を行うとき。
 - (2) 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- 2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等) [24]

第14条の2 条例第23条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところにより、設置者が行うものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

[24] [26] [35]

(用途の適用基準)

第15条 条例第25条第3項に規定する用途の適用基準は、次の表のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	特殊用及び公衆浴場用以外の水道を使用するもの
特殊用	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供される施設、日本ホテル協会会員ホテル、プール（公共用及び医療用を除く。）、ゴルフ場（練習場を除く。）その他一般家庭生活及び生産に直接関係の薄い特殊の営業（大衆娯楽を除く。）の用に水道を使用するもの 2 臨時に又は仮設装置により水道を使用するもの 3 条例第15条の給水契約の申込みを行わず水道を使用したもの
公衆浴場用	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、兵庫県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場において水道を使用するもの

[2] [5] [8] [9] [12] [13] [15] [19] [20] [21] [23] [38]

(共同住宅等の料金の算定方法) [32]

第15条の2 条例第25条第4項に規定する共同住宅等については、所有者又は管理組合等の代表者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき、次に掲げるいずれかの方法により料金を算定することができる。

(1) 管理者が設置したメーター（各戸及び共用使用水栓に設置したものを除く。）により計量した建物全体の使用水量（以下「総使用水量」という。）を各戸が均等に使用したものとみなし、かつ、各戸に口径20ミリメートルのメーターが設置されたものとみなして算定する。

(2) 各戸及び共用使用水栓に管理者が設置したメーター又は所有者等が設置した参考メーター及び局が定める共同住宅等における集中検針装置の設置に関する標準仕様書による集中検針装置（以下「参考メーター等」という。）により計量して算定する。この場合において、共用使用水栓に係る料金については、設置されたメーター又は参考メーターごとに計量して算定するものとする。

[5] [8] [9] [11] [12] [14] [15] [19] [25] [32]

2 前項第2号の場合において、参考メーター等による計量は、管理者が設置したメーターによる計量とみなす。[14] [32]

3 第1項第2号の場合において、メーター又は参考メーター等で計量した水量の合計水量と総使用水量とに差があるときは、その差水量に係る料金について条例第25条第2項の基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を所有者等から徴収することができる。[14] [19] [25] [31] [32] [34] [37] [39]

4 第1項第2号又は第3項の規定による料金の算定を適用する場合の手續その他必要な事項は、管理者が別に定める。[25] [32] [37]

([25] [32])

(料金徴収の特例) [14]

第15条の3 管理者は、前条第1項第2号の方法により料金を算定する場合は、次の各号に定めるところにより料金を徴収する。

(1) 各戸に設置されたメーター又は参考メーター等の水量に係る料金は、各戸ごとに徴収する。

(2) 共用使用水栓に設置されたメーター又は参考メーター等の水量に係る料金は、所有者等から徴収する。

[11] [14] [32] [37]

(日割りによる料金算定) [38]

第15条の4 条例第26条第4項にある1月の日数は、31日とする。[3

8]

2 条例第26条第4項に規定する日割の算定方法は、同項の1月に満たない期間の日数に基本料金の額を乗じて得た額を31で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。この場合において、当該日数を確定することが困難であるときは、管理者は当該日数を認定することができる。〔38〕

3 前項の場合における従量料金は、当該使用日数が31日を超えない場合にあってはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が31日を超える場合にあっては条例第26条第1項の規定の例により算定する。〔38〕

4 日割計算における使用日数は、次に定める期間とする。

(1) 水道の使用を開始したとき 使用開始日の翌日から最初の隔月定例日まで

(2) 水道の使用をやめたとき 最後の隔月定例日の翌日から使用をやめた日まで

(3) 水道の使用を開始し、最初の隔月定例日前に使用をやめたとき 使用開始日の翌日から使用をやめた日まで

(4) 水道の使用を開始した日と使用をやめた日が同日のとき 1日

〔38〕

5 条例第26条第4項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、1月分として料金を算定する。

(1) 給水の開始及び中止を繰り返す等の場合であつて、同一と認められる使用者が継続して使用していると認められたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

〔38〕

(使用水量の端数計算)

第16条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付をした場合及び水道の使用をやめたときの端数は、1立方メートルとして計算する。〔3〕〔37〕

(料金の訂正)

第17条 料金を納入した後、その算定に異動があつたときは、次回徴収の料金で清算する。

(使用水量の認定)

第18条 条例第27条の規定により使用水量を認定する場合の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異状があつたとき又は使用水量が不明のとき 前4カ月間若しくは前年の同一期間の使用水量又は人口数により算定した使用水量

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき 使用の実態を考慮して区分した見積量

(3) 共用給水装置により水道を使用するとき又は1のメーターで2以上の専用若しくは共用給水装置により水道を使用するとき 各戸均等とみなした使用水量

[9]

2 前項各号に定めた以外の方法により使用水量を見積ることができる事情がある場合は、これを考慮することができる。

(料金の徴収方法の原則)

第19条 条例第29条の規定による料金の徴収方法で、新規の給水申込者については、原則として口座振替の方法によるものとする。[8] [13] [38]

(料金等の領収印)

第20条 料金その他の納入金に対する領収証は、上下水道局又は収納取扱金融機関等の領収日付印のあるものに限り有効とする。[12] [19] [35]

(料金の減免) [35] [37]

第20条の2 管理者は、条例第31条の規定により、次のいずれかに該当する場合は、料金を減免する。

(1) [住民基本台帳法](#) (昭和42年法律第81号) に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者が属している世帯の場合

ア [身体障害者福祉法](#) (昭和24年法律第283号) 第15条に規定する身体障害者手帳 (以下「手帳」という。) の交付を受け、[身体障害者福祉法施行規則](#) (昭和25年厚生省令第15号。以下「厚生省令」という。) 別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者

イ [児童福祉法](#) (昭和22年法律第164号) 第12条に規定する児童相談所 (以下「児童相談所」という。) 又は[知的障害者福祉法](#) (昭和35年法律第37号) 第12条に規定する知的障害者更生相談所 (以下「更生相談所」という。) において知能指数が35以下と判定された者

ウ 手帳の交付を受け、厚生省令別表第5号の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者

エ 西宮市介護慰労金支給要綱の規定により、家族介護慰労金の支給を受けている者

オ [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律](#) (昭和25年法律第123号) 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令](#) (昭和25年政令第155号) 第6条に定める障害等級の1級に該当する障害を有する者

(2) その他管理者が特別の理由があると認める場合

[8] [1 3] [1 5] [1 7] [2 2] [2 7] [2 9] [3 3] [3 5]
[3 7] [3 8]

- 2 前項の規定により減免する料金は、1戸1月につき次の表の減免額を上限とした額に消費税相当額を加算した額とする。

区分		減免額
専用給水装置	通常の独立家屋又は同居世帯のいる家屋	メーターの口径が13ミリメートルの場合 975円 メーターの口径が20ミリメートルまたは30ミリメートル以上の場合 1,095円 メーターの口径が25ミリメートルの場合 1,505円
	共同住宅(専用水道を含む。)	1,095円
その他管理者が特別の理由があると認める場合		その都度管理者が定める額

[3 5] [3 7] [3 8]

- 3 料金の減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

[3 5] [3 7]

- 4 管理者は、前項の申請書に申請事項を証する書面の添付を求めることができる。 [3 5] [3 7]

- 5 料金の減免を受けた者は、申請事項に変更を生じたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。 [3 7]

- 6 減免する期間は、水道料金等減免申請書の提出があった日の属する料金算定の基礎となる使用水量に係る使用期間から免除資格が喪失した日の属する料金算定の基礎となる使用水量に係る使用期間までとする。 [3 7]

(料金等債権の放棄) [3 0]

第20条の3 条例第32条の規定により管理者が放棄することができる料金その他の債権は、消滅時効の起算日から5年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 債務者が死亡し、当該債務を相続する者がいないもの
- (2) 債務者の所在が不明であるもの
- (3) [破産法](#) (平成16年法律第75号)、[会社更生法](#) (平成14年法律第154号) その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたもの
- (4) その他管理者が認めるもの

[30] [38]

(給水停止の方法)

第21条 条例第34条及び第35条に定める給水の停止は、止水栓若しくは仕切弁の閉止、メーターの取外し又は配水管との連絡を切り離すことによつて行う。[9] [19]

(給水停止の解除に要する費用)

第22条 前条の規定による給水の停止を解除する場合には、その解除に要する費用を徴収することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和34年1月1日から施行する。
- 2 西宮市水道使用条例施行細則（大正15年西宮市告示第44号）は、廃止する。

付 則（昭和39年3月31日西水管規程第5号[1]西宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行にともなう関係規程の整理に関する規程1条による改正付則）

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則（昭和40年3月31日西水管規程第7号[2]）

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和41年12月26日西水管規程第9号[3]西宮市水道条例の一部改正の施行に伴う関係規程の整理に関する規程1条による改正付則）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

付 則（昭和42年11月24日西水管規程第9号[4]）

この規程は、公布の日から施行し、昭和42年11月1日から適用する。

付 則（昭和43年3月30日西水管規程第15号[5]）

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則（昭和44年10月11日西水管規程第5号[6]）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年3月25日西水管規程第14号[7]）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年3月31日西水管規程第9号[8]）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年3月31日西水管規程第9号[9]）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年1月10日西水管規程第3号[10]）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月2日西水管規程第12号[11]）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年3月31日西水管規程第14号〔12〕）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月30日西水管規程第11号〔13〕）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成4年4月30日西水管規程第2号〔14〕）

沿 革

平成8年2月2日 西水管規程9号〔16〕

1 この規程は、平成4年5月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において、財団法人西宮市水道サービス協会が各戸の検針及び徴収の取扱いをしている共同住宅等のうち、共同住宅等における計量装置の設置指導要綱（昭和58年3月28日決裁工務第165号）の実施日前に建築工事に着手し、各戸に口径25ミリメートルの参考メーターが設置されている共同住宅等については、改正後の規程第15条の2第1項第2号の方法により料金算定を行う場合は、当分の間、当該共同住宅等の各戸又は共用使用水栓に口径20ミリメートルの参考メーターが設置されたものとみなして料金を算定する。〔16〕

付 則（平成6年6月30日西水管規程第1号〔15〕）

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

付 則（平成8年2月2日西水管規程第9号〔16〕）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成8年6月20日西水管規程第1号〔17〕）

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日西水管規程第6号〔18〕）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月12日西水管規程第4号〔19〕）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成12年2月1日西水管規程第5号〔20〕）

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

付 則（平成13年9月26日西水管規程第9号〔21〕）

この規程は、平成13年10月5日から施行する。

付 則（平成14年1月28日西水管規程第10号〔22〕）

この規程は、公布の日から実施する。

付 則（平成14年5月1日西水管規程第2号〔23〕）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成14年12月25日西水管規程第17号〔24〕）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年7月31日西水管規程第1号〔25〕）

- 1 この規程は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第15条の2第1項第2号の方法により料金算定を行っている共同住宅等は、改正後の第15条の2第3項の規定の適用を受けた共同住宅等とみなす。
- 3 改正後の第15条の2第3項の規定は、この規程の施行の際、現に条例第5条の給水装置工事申込書を受理している給水装置工事のうち、条例第7条第2項の工事検査を平成15年9月1日以後に実施するものから適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成16年8月31日西水管規程第15号〔26〕）

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成17年2月1日西水管規程第17号〔27〕）

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

付 則（平成17年3月22日西水管規程第19号〔28〕）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月29日西水管規程第9号〔29〕）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月19日西水管規程第6号〔30〕）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年12月3日西水管規程第6号〔31〕）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日西水管規程第13号〔32〕）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日西水管規程第9号〔33〕）

- 1 この規程は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の西宮市水道事業給水条例施行規程第20条の2の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、当該期間の各日の使用水量を均等とみなし、日割りにより算定する。

付 則（平成26年2月28日西水管規程第9号〔34〕）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日西上下水管規程第12号〔35〕）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月20日西上下水管規程第1号〔36〕）

- 1 この規程は、平成28年7月18日から施行する。
- 2 この規程による改正後の様式第1号の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みから適用し、施行日前の申込みについては、なお従前の例による。

付 則（平成28年7月6日西上下水管規程第4号〔37〕）

- 1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の2及び第20条の2の規定は、平成28年10月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月30日西上下水管規程第14号〔38〕）

- 1 この規程中第15条及び第20条の2第1項第1号ウの改正規定並びに同号の次に加える改正規定は平成29年4月1日から、その他の規定は平成29年10月1日から施行する。
- 2 第15条の3の次に1条を加える改正規定（以下「改正規定」という。）の施行の日前に水道の使用をやめた場合の料金の算定については、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和元年9月30日西上下水管規程第4号〔39〕）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和3年8月31日西上下水管規程第5号〔40〕）

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの様式（以下「旧様式」という。）による申込書等は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による申込書等は、当分の間、これを修補して使用することができる。

様式 〔略〕